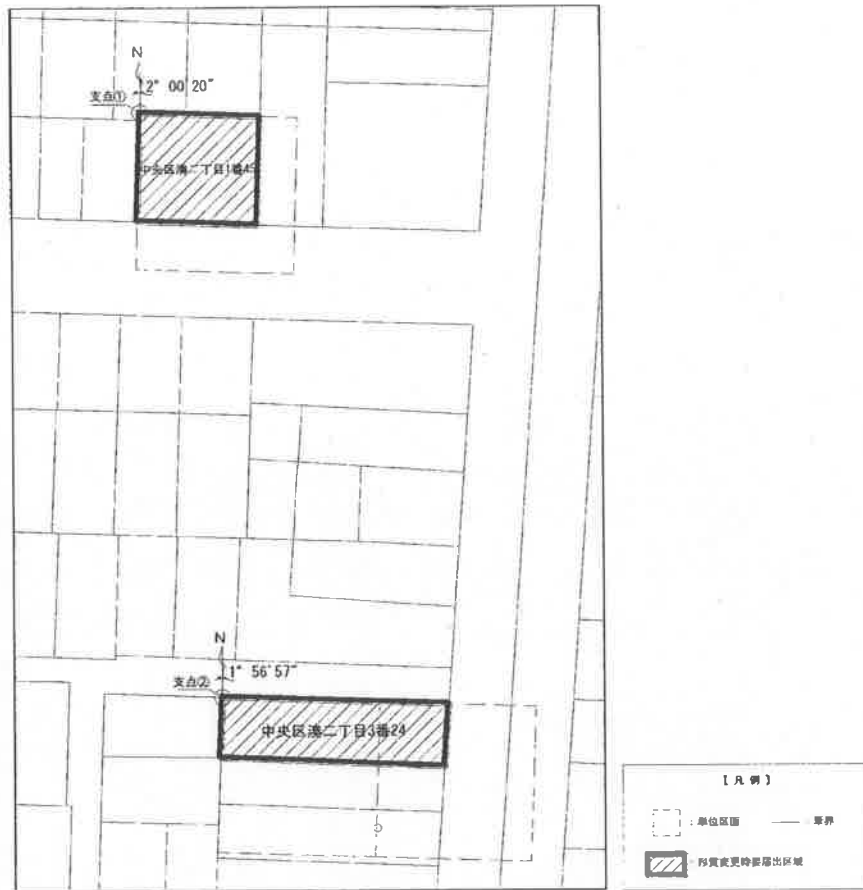




別図



【支点】

- ① 支点①は、中央区湊二丁目1番45の最北端とする。
- ② 支点②は、中央区湊二丁目3番24の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支点① 02度00分20秒
- 支点② 01度56分57秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第千三百一十一号

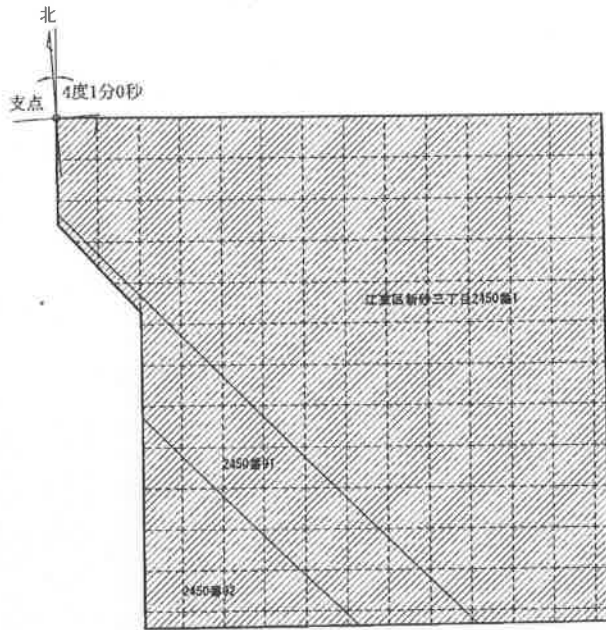
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



**【凡例】**  
 [斜線]: 形質変更時要届出区域  
 [白]: 調査対象地  
 [□]: 単位区画  
 [—]: 筆境界

**【支点】**  
 支点は、江東区新砂三丁目2450番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 4度1分0秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類（砒素及びその化合物）

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。